

概要

1

専門部会の概要

専門部会の役割

学校運営部会

- ◆校名
- ◆校歌
- ◆校章
- ◆閉校記念事業
- ◆開校記念事業 など

通学部会

- ◆通学路
- ◆通学方法
- ◆安全対策
- ◆スクールバスの運行計画
など

P T A 部会

- ◆P T A 組織
- ◆P T A 運営
- ◆P T A 行事
- ◆役員選出
- ◆ジャージ・体操服 など

教育課程部会

- ◆教育目標、教育課程、学校行事
- ◆児童会 ◆学校生活のきまり
- ◆学校の組織 など

事務部会

- ◆学校備品、教材備品、学校図書
- ◆保存文書
- ◆予算 など

スケジュール（案）②-1 通学部会

	令和3年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
通学路											通学路の検討	
安全対策												
通学方法							バス乗車基準の検討			乗車 基準の 決定		
スクールバス											運行計画 (ルート・ 停留所)の検討	

は専門部会で協議・検討

は専門部会で検討後、準備委員会へ報告

は教育委員会・学校で実施

スケジュール（案）②-2 通学部会

	令和4年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
通学路												
安全対策	通学路の点検			道路 管理者 へ要望								
通学方法												
スクールバス	運行計画（ルート・ 停留所等）の検討			運行 計画の 決定	入札			説明会				試乗

は専門部会で協議・検討

は専門部会で検討後、準備委員会へ報告

は教育委員会・学校で実施

部会長、副部会長の選出

《役割》

- 部会長 … 専門部会の業務を総理する。
専門部会の会議は部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 副部会長 … 部会長を補佐する。
部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

《決め方》

- 部会長 … 委員の互選（設置要綱第7条第4項）
- 副部会長 … 委員の互選（設置要綱第7条第4項）

スクールバスの運行について

1 通学に関する方針

「行田市公立学校適正規模・適正配置の基本方針及び再編成計画」（平成31年3月）では、通学に関することについて、以下のとおりとしています。

- ①学校の再編成や新設によって徒歩や自転車での通学距離が長くなる場合には、保護者や地域等と協議を行い、通学路の安全確保について対応する。
- ②徒歩による通学が困難であると判断される場合には、スクールバスを導入する。
- ③小学校においては、徒歩での通学とし、通学距離が概ね2.5 kmを超える区域には、スクールバスを導入する。
- ④スクールバスの運行は、停留所方式とする。

2 スクールバスの利用基準について（案）

- ①スクールバスの運行については、これまで通っていた小学校が地域からなくなる太田東小学校の通学区域を対象とする。
 - ②通学距離が「概ね2 km以上」の児童を対象とする。
- ※①と②の両方を満たす児童が対象となる。